

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 8 年度相模原市消費生活審議会被害救済部会 (第 1 回)		
事務局 (担当課)		消費生活総合センター 電話 0 4 2 - 7 7 5 - 1 7 7 9 (直通)		
開催日時		令和 8 年 7 月 2 7 日 (月) 午後 3 時 4 5 分～午後 4 時 2 0 分		
開催場所		ほねごり杜のホールはしもと セミナールーム 2		
出席者	委 員	4 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	3 人 (消費生活総合センター所長、ほか 2 人)		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 部会長の選出 2 議題 (1) 被害救済部会の運営について (2) その他		

会 議 録

1 部会長の選出

相模原市消費生活審議会被害救済部会設置要綱第4条第1項及び同条第3項の規定に基づき、部会長に横山委員を選任し、部会長代理は小谷委員が指名された。

2 議題

(1) 被害救済部会の運営について

資料1、資料2-1、資料2-2、資料3により被害救済部会の運営について説明した。

(質疑応答) ○：委員 ●：事務局

○ 国民生活センターのADRに携わっている経験から、当事者双方へのヒアリングを通じて解決に向けた機運が高まる場合もあるため、一旦持ち帰って後日あっせん案を提示するだけでなく、双方の意向を確認した上で速やかにあっせん案を提示し、必要に応じて調整まで行うなど、実際の運用に当たっては柔軟な対応を検討していただきたい。また、案件によっては時間を空けずに対応することが解決につながる場合もあるため、その点も考慮していただきたい。【小谷委員】

● 今後の運用の参考とさせていただく。

○ 平成22年度から被害救済部会が設置されているが、これまであっせん等を行った実績はあるのか。【横山部会長】

● 被害救済部会としてあっせんを行った事例はないが、相談員があっせんを行った事例はある。

○ 契約事業者の所在地を「市内又は隣接市町村」としているが、東京都23区などは対象とならないのか。【木村委員】

● 運営基準では、市内又は隣接市町村に所在する事業者を対象としている。広域に事業展開している事業者や複数自治体にまたがる案件については、国民生活センターのADRを案内することを基本としている。

○ 救済部会の対象となる相談は、相模原市民に限られるのか。【木村委員】

● 消費生活相談は、市内在住・在勤・在学者を対象としている。

(2) その他

特になし

以 上

※資料一覧

- ・ 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準（資料 1）
- ・ 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル（資料 2-1）
- ・ 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル【参考資料フロー図】
（資料 2-2）
- ・ 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用 Q & A（資料 3）

相模原市消費生活審議会被害救済部会委員出欠席名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	木村 郁子	さがみはら消費者の会		出席
2	山田 憲司	相模原市商店連合会		出席
3	小谷 馨	神奈川県弁護士会	部会長代理	出席
4	横山 正美	神奈川県司法書士会	部会長	出席
5	遠藤 史啓	神奈川大学 法学部		欠席